

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	東松山市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年6月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づく届出、老齢基礎年金等の裁定請求、保険料免除・学生納付特例に関する申請等の受理・報告等の法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 保険年金課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-23-0076 e-mail: HMY037@city.higashimatsuyama.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月5日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 小関 一史	保険年金課長 阿部 康裕	事後	人事異動によるもので、しきい値判断には影響しない。
平成29年3月28日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 阿部 康裕	保険年金課長 橋本 哲浩	事前	人事異動によるもので、しきい値判断には影響しない。
平成30年4月16日	特記事項	国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。	国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成30年4月16日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一主務省令) 第59条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一主務省令) 第24の2、59条	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成30年4月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 48、50の項	(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 48、50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26の3、26の4条	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等に基づく届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定委託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法等に基づく届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定委託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務 ③年金生活者支援給付金の所得データの処理及び提供事務	事後	平成31年4月1日年金生活者支援給付金受付開始に伴い、事務概要の追加。 所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム・統合宛名システム・中間サーバー	国民年金被保険者台帳システム・統合宛名システム・中間サーバー	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第24の2、59	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第24の2、59条、第68条の2	事後	法令上の根拠の追加 所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 48、50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26の3、26の4条	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 48、50、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26の3、26の4条、第59条の2の2	事後	法令上の根拠の追加 所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月23日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 橋本哲浩	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月23日	IVリスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和1年10月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等に基づく届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定委託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務 ③年金生活者支援給付金の所得データの処理及び提供事務	国民年金法等に基づく届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定委託事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和1年10月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム・統合宛名システム・中間サーバー	国民年金システム	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月31日	2. 特定個人情報ファイル名	国民年金被保険者台帳ファイル・統合宛名ファイル	国民年金被保険者台帳ファイル	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和1年10月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)第24の2、第59条、第68条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 31、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)第24の2、第59条	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和1年10月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和1年10月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二 48、50、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26の3、26の4条、第59条の2の2		事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和1年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	Ⅲしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	Ⅳリスク対策 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和2年6月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等に基づく届出の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定委託事務である。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法等に基づく届出、老齢基礎年金等の裁定請求、保険料免除・学生納付特例に関する申請等の受理・報告等の法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	時点修正(令和1年10月31日保護評価の再実施により、しきい値判断を変更したため。)
令和2年6月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	時点修正(令和1年10月31日保護評価の再実施により、しきい値判断を変更したため。)
令和2年6月17日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	過去1年以内において重大事故が発生しなかったため。
令和3年6月4日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	【○】接続しない(入手)	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年6月4日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	【○】接続しない(提供)	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和4年6月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 31、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)第24条の2、第59条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令)第24条の2、第59条、第68条の2	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。